

令和8年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

東久留米市

日頃より東久留米市課税行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。本手引きをご参照のうえ申告書を作成し、期限までにご提出をお願いいたします。

令和8年1月1日現在で、会社や個人で工場や商店、農業を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、東久留米市内で事業の用に供する償却資産を所有している方は、申告が必要です。申告の対象となる資産については、3ページ以降をご覧ください。

* 地方税法第383条により、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないと規定されています。また、資産の増減がない場合でも、申告は毎年必要です。

申告期限 令和8年2月2日（月）

提出方法

提出は、（1）郵送、（2）窓口へ持参又は（3）eLTAXによる電子申告がご利用いただけます。

提出方法	
郵送	〒203-8555 東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市市民部課税課家屋資産税係 宛 提出先 申告書を郵送される方で受付印を押した控えの返送をご希望の方は、返信用封筒（必要な料金分の切手を必ず貼り付け）を同封の上、控えも併せてご提出ください。控えは普通郵便での返送となります
持参	窓口 東久留米市役所2階 課税課家屋資産税係 平日 午前8時30分～午後5時
電子申告	eLTAX（エルタックス） eLTAXの導入や操作の方法に関するお問い合わせ先等の詳細は8ページの「4 電子申告について」をご覧ください。

申告についてのお問い合わせ・提出先

〒203-8555 東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市役所 市民部 課税課 家屋資産税係

電話 042-470-7727（直通）

《目次》

1 固定資産税における償却資産とは	
(1) 儻却資産とは	3
(2) 資産の種類と具体例	3
(3) 業種ごとの主な資産	3
(4) 儻却資産と家屋の区分	4
2 儻却資産の申告について	
(1) 申告をしていただく方	5
(2) 申告の対象となるもの	5
(3) 申告の対象とならないもの	5
(4) 国税の取り扱いとの主な違い	6
3 申告の手続き	
(1) 申告方式	7
(2) 提出書類	7
(3) その他	7
4 電子申告について	
(1) 電子申告のメリット	8
(2) e L T A X のご案内	8
5 申告内容の確認調査について	
(1) 実地調査・国税資料等の確認	8
(2) 過年度への遡及について	8
6 儻却資産の課税について	
(1) 税額等の算出方法	9
(2) 非課税・課税標準額の特例・減免等	10
7 申告書等の記載例	
(1) 儻却資産申告書（償却資産課税台帳）	11
(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）	12
(3) 種類別明細書（減少資産用）	13
8 屋外広告物許可申請について	
(1) 屋外広告物とは	14
(2) 屋外広告物の申請について	14

1 固定資産税における償却資産とは

(1) 傷却資産とは（地方税法第341条第4号）

固定資産税における償却資産とは土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

例えは、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

(2) 資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設、看板(広告塔)等
	建築附属設備	①建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、屋外給排水、ガス引き込み設備、厨房設備、ポイラ、温泉設備、ルームエアコン、ネオンサイン等 ②賃借人（テナント）が貸店舗等に施工した内装・造作および建築設備
2 機械及び装置		物品製造・加工等に使用する機械及び装置、クレーン等建築設備等
3 船舶		ボート、漁船、貨物船、遊覧船、釣り舟等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		自転車、構内運搬車、大型特殊自動車等
6 工具、器具及び備品		測定工具、応接セット、理容・美容機器、医療機器、パソコン、金庫等

(3) 業種ごとの主な資産

業種	主な償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、LAN設備等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建設業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両（軽自動車税の課税対象となるべきものを除く）、大型特殊自動車等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ポイラ、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐車場業	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備、温泉設備等
農業	農業用井戸、果物棚、ビニールハウス、ポンプ等

(4) 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体になって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合には、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。お問い合わせをいただくことが多い建築設備についての区分を、下記のとおり例示します。

家屋と設備等の所有者が異なる場合には、賃借人（テナント）等が取り付けた内装、造作及び建築設備等については、下記の例示にかかわらず償却資産として取り扱いますので、賃借人（テナント）等の方が償却資産としてご申告ください。

償却資産と家屋の区分（例）

建築設備の種類	設備等の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装関係	床・壁・天井仕上、 店舗・事務所造作等	—	工事一式
電気設備	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電力引込設備	設備一式	—
	中央監視装置	監視盤一式	—
	受変電設備	設備一式（配線・配管を含む）	—
	予備電源設備	自家用発電設備、蓄電池設備等設備一式	—
	照明設備	屋外照明設備（建物内部から配線されたものを除く）	屋内照明設備
	コンセント設備		設備一式
給排水設備	電話設備	電話機、交換機等の装置	配線設備
		屋外設備、引込工事、ポンプ・揚水管（地下水用）、特定の生産又は業務用設備	屋内の給排水設備、ポンプ・揚水管（高架水槽用）
給湯設備		局所式給湯設備（湯沸し器、事業用ボイラー、公衆浴場の本釜、補助釜、本釜槽、補助釜槽）、中央式給湯設備のうち、屋外配管と独立煙突・煙道	ユニットバス用等給湯器、給湯管、中央式給湯設備（左記以外）
ガス設備		屋外設備（ガスメーターより外側）	左記以外の設備
空調設備		ルームエアコン（右記以外の設備）、特定の生産又は業務用設備	中央式空調設備、個別空調設備
運搬設備		工場用ベルトコンベア、生産ライン用リフト、工場の搬出用レール、垂直搬送設備	気送管設備、エレベーター設備、エスカレーター等
厨房設備		事業用の厨房設備（飲食店・ホテル・百貨店・寮・病院・社員食堂等用）	システムキッチン（業務用除く）
太陽光発電設備		右記以外の設備	屋根材であるもの
外構設備		工事一式（舗装・植栽・門扉・簡易ごみ置場等）	—
その他設備等		医療機器設備、ごみ処理設備、カーテン、ブラインド、冷凍倉庫における冷凍設備、ろ過装置、駐輪場設備、POSシステム、広告塔、看板、ネオンサイン、投光器、スポットライト、掲示板、株価表示板、メールボックス、ウッドデッキ、舞台幕、袖幕、綾帳、スクリーン、簡易な間仕切（衝立）、停車場の時刻表示設備 等	エーカーテン設備、床暖房設備、機械排煙設備、免震設備、ボイラー、窓ふき用ゴンドラ、ベンチレーター、舞台・舞台装置、金庫扉、書庫扉、造付けカウンター・家具 等

2 債却資産の申告について

(1) 申告をしていただく方

令和8年1月1日現在、東久留米市内に債却資産を所有している方です。なお、次の方も申告が必要です。

- ①債却資産を他に賃貸している方
- ②所有権移転外リースの場合、債却資産を所有している貸主の方
- ③所有権移転リースの場合、原則として売り主に留保されている債却資産を使用している借主の方
- ④割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている債却資産は原則として買主の方
- ⑤債却資産の所有者がわからない場合は、その債却資産を使用されている方
- ⑥債却資産を共有されている方の代表者（「代表者外〇名」という共有名義でご申告ください）
- ⑦内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※前年度から資産増減がない方も申告が必要です。

※廃業・吸収合併・解散・市外移転等をされてすべての資産が減少した方、あるいは該当する資産がない方
も、その旨と年月日等を申告書右下の備考欄に記載のうえ、申告してください。

(2) 申告の対象となるもの

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ①債却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ②建設仮勘定で経理されている資産および簿外資産
- ③遊休又は未稼働の資産
- ④改良費（資本的支出は新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
- ⑤福利厚生の用に供するもの
- ⑥使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の債却資産であっても個別に減価償却しているもの
- ⑦租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

（例）中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産

※⑥⑦については、右ページ「**参考**少額の減価償却資産の取り扱いについて」をご覧ください。

(3) 申告の対象とならないもの

次に掲げる資産は、債却資産の対象とならないので、申告の必要はありません。

- ①自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象となるべきもの（実際に自動車税（種別割）等が課されている必要はありません。）
- ②無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）
- ③繰延資産（例：創立費、開業費、開発費等）
- ④平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した債却資産について、
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の債却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
 - ・取得価額が20万円未満の債却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ⑤平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの

※④⑤については、「**参考**少額の減価償却資産の取り扱いについて」をご覧ください。

《参考》少額の減価償却資産の取り扱いについて

下記①②に記載する資産（③に該当するものを除く）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。また、下記③～⑤に記載する資産は、申告対象から除かれます。

- ①少額であっても、個別に減価償却することを選択した資産
- ②租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ③地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの
- ④取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ⑤取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
① 個別減価償却（※1）	申告対象			
② 中小企業特例（※2、5）	申告対象			
③ リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象 ※申告いただく方は5ページ(1)参照	
④ 3年一括償却（※3、5）	申告対象外			
⑤ 一時損金算入（※4、5）	申告対象外			

(※1)個人の方については、平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した10万円未満の資産（令和4年4月1日以降に取得した貸付（主要な事業として行われるもの）を除く。）の用に供する資産を除く。）はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第138条）。

(※2)中小企業特例を適用できるのは平成15年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

(※3)法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

(※4)法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

(※5)上記②・④・⑤の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるもの）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

（4）国税の取り扱いとの主な違い

地方税（固定資産税（償却資産））と国税（法人税・所得税）との取り扱いの主な違いは以下のとおりです。

地方税の取り扱い (固定資産税（償却資産）の評価額)		国税の取り扱い (法人税・所得税)
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	原則として「固定資産評価基準」（※）に定める減価率（旧定率法）による。	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択（建物については旧定額法） 【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物については定額法） 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物及び構築物・建物附属設備については定額法）
前年中の新規取得資産	取得月にかかわらず、一律に半年償却	月割償却
圧縮記帳	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認められません。	認められます。
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）

(※)『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

3 申告の手続き

(1) 申告方式

一般方式又は電算処理方式によります。

一般方式	前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は市役所で行います。 ※電子申告の場合は、申告区分「増加資産／減少資産申告」等により申告していただく方式です。
電算処理方式	賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告していただく方式です。 ※電子申告の場合は、申告区分「全資産申告（電算処理分）」等により、申告していただく方式です。

(2) 提出書類

種類別明細書で内容を確認のうえ、資産の状況に応じて、以下の表に掲げる区分に応じてご提出ください。

①今までに申告された方

申告区分	申告書	種類別明細書		記入事項
		増加資産用	減少資産用	
資産の増減がない方	○	×	×	申告書右下の18欄の増減なしに○を付けてください。
増加資産がある方	○	○	×	種類別明細書には、増加した資産のみを記入してください。
減少資産がある方	○	×	○	種類別明細書には、減少した資産のみを記入してください。
増加・減少資産の両方ともある方	○	○	○	種類別明細書には、増加・減少した資産のみ記入してください。

②はじめて申告をする方

申告の区分	申告書	種類別明細書 (全資産用)	記入事項
該当する償却資産がある方	○	○	種類別明細書には、東久留米市内にある償却資産をすべて記入してください。
該当する償却資産がない方	○	×	申告書右下の18欄の新規申告を○で囲んでください。

(3) その他

- ①市からの申告案内に種類別明細書（前年度申告内容）が同封されている場合がありますが、同明細書は申告時にご提出いただく必要はありません。
- ②市で配布する申告書以外でご申告される場合は、用紙のサイズはA4にしてください。
- ③来年度以降申告案内の送付がご不要の方は、①「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」右下の備考欄にその旨を記載してください。

4 電子申告について

eLTAX（エルタックス。地方税ポータルシステムの呼称）により地方税における手続きについてインターネットを利用して電子的に行うことができます。

電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得されたうえで eLTAX のホームページから利用の届出を行う必要があります。

（1）電子申告のメリット

- インターネットを通じて、オフィスやご自宅から簡単に申告できます。
→混み合う窓口に出かける必要がなく、郵送料金もかかりません。
- 紙の申告書作成よりも手間がかかりません。
→P C d e s k (無料) や e L T A X に対応した市販の税務・会計ソフトには、申告書への自動入力や自動計算などサポート機能が完備されています。
- 複数の地方団体に資産が所在している場合でも、一括でそれぞれの地方団体分の申告書を作成・送信することができます。

（2）e LTAXのご案内

詳しくは、下記ホームページ又は同ヘルプデスクまでお問い合わせください。

eLTAXホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp
eLTAXヘルプデスク (一般社団法人 地方税電子化協議会)	電話番号：0570-081459 (つながらない場合は 03-6745-0720) 受付時間：月曜～金曜日 午前9時～午後5時 (土曜・日曜日、祝日、年末年始12/29～1/3は除く)

5 申告内容の確認調査について

（1）実地調査・国税資料等の確認

申告書の受理後、申告内容の確認のため、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づき、電話問い合わせ、資料提供依頼、又は実地調査を行うことがあります。また、資産の申告もれ等の確認のため、地方税法第 354 条の 2 に基づく所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行うことがあります。確認及び調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告書の提出や申告内容の修正をしていただく必要があります。

なお、正当な理由がなく申告をされなかった場合は、地方税法第 386 条及び東久留米市税条例第 75 条の規定による過料や、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第 385 条の規定により、罰金が科されることがあります。

（2）過年度への遡及について

過年度の申告をされた場合や上記調査に伴い賦課決定をする場合、資産を取得された翌年度まで（地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最大 5 年度分。地方税法第 17 条の 5 第 7 項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は最大 7 年度分。）遡及することとなります。なお、過年度分について追加課税となった場合、通常と異なり納期は 1 回となります。

6 債却資産の課税について

(1) 税額等の算出方法

①評価額の算出

償却資産の評価は、資産一品ごとに償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。なお、一般方式で申告される場合には、実際の評価計算は市の電算システムで行いますので、算出する必要はありません。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × (1 - $\frac{\text{減価率}}{2}$)	前年度評価額 × (1 - 減価率)

※1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

※初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

〈参考〉固定資産評価基準別表15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	減価率								
		11	0.189	21	0.104	31	0.072	41	0.055
2	0.684	12	0.175	22	0.099	32	0.069	42	0.053
3	0.536	13	0.162	23	0.095	33	0.067	43	0.052
4	0.438	14	0.152	24	0.092	34	0.066	44	0.051
5	0.369	15	0.142	25	0.088	35	0.064	45	0.050
6	0.319	16	0.134	26	0.085	36	0.062	46	0.049
7	0.280	17	0.127	27	0.082	37	0.060	47	0.048
8	0.250	18	0.120	28	0.079	38	0.059	48	0.047
9	0.226	19	0.114	29	0.076	39	0.057	49	0.046
10	0.206	20	0.109	30	0.074	40	0.056	50	0.045

※『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

②課税標準額

各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額となります。（1,000円未満切り捨て）

※市内に土地・家屋を所有されている場合は、土地と家屋と償却資産の固定資産税の課税標準額を合算したうえ1,000円未満を切り捨てます。

※課税標準額の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を元に課税標準額を算出します。（課税標準額の特例 … 10ページ参照）

③税額の算出

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率 (100分の1.4)} = \text{税額 (100円未満切り捨て)}$$

〈令和8年度計算例〉

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	令和8年度評価額	合計
舗装路面 (アスファルト敷)	令和6年2月	3,000,000円	10年	$3,000,000 \times (1 - \frac{0.206}{2}) = 2,691,000$ 円 (令和7年度評価額) $2,691,000 \times (1 - 0.206) = 2,136,654$ 円 (令和8年度評価額)	2,308,474円
パソコン	令和7年12月	220,000円	4年	$220,000 \times (1 - \frac{0.438}{2}) = 171,820$ 円 (令和8年度評価額)	

$$\downarrow$$
$$\text{評価額の合計} = \text{決定価格} = \text{課税標準額 (課税標準額の特例の適用がない場合)}$$

$$\downarrow$$
$$1,000\text{円未満を切り捨て、税率をかけます。} 2,308,000 \times 0.014 = 32,312\text{円}$$

$$\downarrow$$
$$100\text{円未満を切り捨てます。 年税額は 32,300円 となります。}$$

(2) 非課税・課税標準額の特例・減免等

①非課税

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有されている方は、「**固定資産税・都市計画税 非課税（認定）申告書**」をご請求の上、必要事項を記入し、非課税内容に応じた資料とともにご提出ください。

②課税標準額の特例が適用される資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に記載する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、「**固定資産税（償却資産）の課税標準の特例に係る届出書**」をご請求の上、必要事項を記入し、特例内容に応じた資料とともにご提出ください。

③固定資産税の減免が適用される資産

地方税法第367条の規定に基づき、東久留米市税条例第71条、固定資産税の減免の範囲を定める規則第2条、東久留米市災害被災者に対する市税減免措置に関する規則第4条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が減免されます（申請時期により減免される税額が変わる場合があります）。

該当する償却資産を所有されている方は、「**固定資産税 減免申請書**」をご請求の上、必要事項を記入し、減免内容に応じた資料とともにご提出ください。

④耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産がある場合は、以下の書類をご提出ください。

事由	添付書類
耐用年数の短縮	国税局長の耐用年数の短縮承認通知書（写し）
増加償却	税務署長への増加償却の届出書（写し）

これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取り扱いに準じて評価額等が算出されます。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められません。

7 申告書等の記載例

(1) 債却資産申告書（債却資産課税台帳）

令和 8 年度																																																																							
債却資産申告書(債却資産課税台帳) (提出用)																																																																							
<p>3 個人の方は 12 桁の個人番号を、法人においては 13 桁の法人番号を、右詰めで記載をしてください。</p>																																																																							
<p>4 事業の内容を具体的に記入してください。</p>																																																																							
<p>5 事業を開始した年月を記入してください。</p>																																																																							
<p>6 申告の内容についての問い合わせ先となる部署・氏名・電話番号を記入してください。</p>																																																																							
<p>8 ~ 14 該当するものに○をつけてください。</p>																																																																							
<p>15 資産のある所在地を記入してください。</p>																																																																							
<p>16 該当するものに○をつけてください。借用資産がある場合は、貸主の名称等を記入してください。</p>																																																																							
<p>17 事業所用家屋の所有について該当するものに○をつけてください。</p>																																																																							
<p>18 該当する項目に○をつけてください。</p>																																																																							
<p>ここは、電算処理方式により申告する方以外は記入しないでください。</p>																																																																							
<p>8 貸却耐用年数の承認 有・無 9 増加償却の請求 有・無 10 増加税額担当責任 有・無 11 稽査標準の特例 有・無 12 特別償却又は片断償却 有・無 13 税務会計上の償却方法 有・無 14 青色申告 有・無</p>																																																																							
<p>15 東久留米市内における事業所等資産の所在地 ① 東久留米市 本町三丁目3番1号 ② 東久留米市 滝山四丁目3番14号 ③ 東久留米市 八幡町二丁目10番10号</p>																																																																							
<p>16 借用資産 有・無 貸主の名称・住所・借用資産名等 東久留米リース(東本町8-14) パソコン</p>																																																																							
<p>17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 債家</p>																																																																							
<p>18 備考(該当する項目に○をつけてください) (1)資産の増減なし (2)該当資産なし (3)廃業・解散・転出等 (年 月 日) (4)その他(変更事由を記入) 令和7年5月1日株式会社クレメ食品より商号変更</p>																																																																							
<p>処理欄 惣算入力日 / 更正 / 受付票 郵・空 挿函無 譲課税 有・無 貸出 有・無 有・無 買入 増減 先点 有・無 有・無 有・無 上・下</p>																																																																							
<p>資産の種類 取得額 計 稽査標準額</p>																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">資産の種類</th> <th colspan="3">評価額 (イ)</th> <th colspan="3">決定価格 (ロ)</th> <th colspan="3">課税標準額 (ハ)</th> </tr> <tr> <th>1 建築物</th> <th>2 機械及び装置</th> <th>3 船舶</th> <th>4 航空機</th> <th>5 車両及び運搬具</th> <th>6 工具、器具及び備品</th> <th>7 合計</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15 000 000</td> <td>3 500 000</td> <td></td> <td></td> <td>500 000</td> <td></td> <td>15 500 000</td> <td>15</td> <td>500 000</td> <td>15 500 000</td> <td>15</td> <td>500 000</td> </tr> <tr> <td>800 000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>500 000</td> <td></td> <td>150 000</td> <td>800 000</td> <td>500 000</td> <td>150 000</td> <td>800 000</td> <td>500 000</td> </tr> <tr> <td>19 300 000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>500 000</td> <td></td> <td>650 000</td> <td>19 300 000</td> <td>500 000</td> <td>650 000</td> <td>19 450 000</td> <td>500 000</td> </tr> </tbody> </table>												資産の種類			評価額 (イ)			決定価格 (ロ)			課税標準額 (ハ)			1 建築物	2 機械及び装置	3 船舶	4 航空機	5 車両及び運搬具	6 工具、器具及び備品	7 合計	8	9	10	11	12	15 000 000	3 500 000			500 000		15 500 000	15	500 000	15 500 000	15	500 000	800 000				500 000		150 000	800 000	500 000	150 000	800 000	500 000	19 300 000				500 000		650 000	19 300 000	500 000	650 000	19 450 000	500 000
資産の種類			評価額 (イ)			決定価格 (ロ)			課税標準額 (ハ)																																																														
1 建築物	2 機械及び装置	3 船舶	4 航空機	5 車両及び運搬具	6 工具、器具及び備品	7 合計	8	9	10	11	12																																																												
15 000 000	3 500 000			500 000		15 500 000	15	500 000	15 500 000	15	500 000																																																												
800 000				500 000		150 000	800 000	500 000	150 000	800 000	500 000																																																												
19 300 000				500 000		650 000	19 300 000	500 000	650 000	19 450 000	500 000																																																												

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和8年度 所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用) (提出用)										株式会社 東久留米フーズ		1 1	
行 番 号	資産の種類 資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月			(4) 取得価額			(5) 耐用年数	(6) 減価償却率 減価残存率	(7) 価額	(8) 課税標準額	(9) 増加率 理由	摘要
				年号	年	月	千	百	十						
1	駐車場(アスファルト敷)	1	3 0 7 05	500	000	0	10	0	0	0	0	0	0	0	
2	業務用冷蔵庫	1	4 31 04	3 000	000	0	6	0	0	0	0	0	0	0	
3	パソコン	1	3 6 12	150	000	0	4	0	0	0	0	0	0	0	
4				345				0	0	0	0	0	0	0	
5				345				0	0	0	0	0	0	0	
6				345				0	0	0	0	0	0	0	
7				345				0	0	0	0	0	0	0	
8				345				0	0	0	0	0	0	0	
9				345				0	0	0	0	0	0	0	
10				345				0	0	0	0	0	0	0	
11				345				0	0	0	0	0	0	0	
12				345				0	0	0	0	0	0	0	
13				345				0	0	0	0	0	0	0	
14				345				0	0	0	0	0	0	0	
15				345				0	0	0	0	0	0	0	
16				345				0	0	0	0	0	0	0	
17				345				0	0	0	0	0	0	0	
18				345				0	0	0	0	0	0	0	
19				345				0	0	0	0	0	0	0	
20				345				0	0	0	0	0	0	0	
				小計	3			3 650	000						

増加資産の申告をする場合は「増加資産」を、全資産の申告をする場合は「全資産」を○で囲んでください。

種類別明細書（増資資産・全資産用）の枚数を記入してください。

增加事由

- 1 新品取得
- 2 中古品取得
- 3 移動による受け入れ
- 4 その他

申告もれ

資産の種類

- 構築物
- 機械及び装置
- 船舶
- 航空機
- 車両及び運搬具
- 工具、器具及び備品

資産コード
今回申告する増加資産について
は記入不要です。
申告済み資産について記入する場合、種類別明細書
(申告者用参考資料)が同封され
ていれば市が付番している資産コードを参考し記入してください。

取得年月

資産を取得した年月を記入してください。「5」は令和、「4」は平成、「3」は昭和です。

ただし、1月1日に取得した資産については、その前年の12月を取得年月としてください。

取得価額 資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費用も含みます）を記入してください。なお、以下の点にご留意ください。

- ・圧縮記帳は、固定資産税の評価上は認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記入してください。
- ・消費税については、税務上採用している経理方式により申告してください。

耐用年数 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記入してください。

減価残存率から課税標準額まで
電算処理方式により申告される方以外
は記入しないでください。

摘要 当該資産に係る特記事項として以下の事由があれば記入してください。

- ・資産の申告もががあった場合
 - ・課税標準の特例の適用がある場合

(記入例)「地方税法第〇条」など、適用条項を明示してください。

 - ・他市からの移動等により受け入れた資産

(記入例)「R 7.4 清瀬市」

 - ・耐用年数の短縮を適用している場合
 - ・中古資産の見積耐用年数を適用している場合
 - ・増加償却を行っている場合
 - ・その他、価格の決定に必要な事項

(3) 種類別明細書（減少資産用）

令和8年度			種類別明細書（減少資産用）										提出用	
所有者コード			所有者名										株式会社 東久留米フーズ	
行 号	資産の種類 抹消コード (資産コード)	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分			摘要		
				年	号	月			申告年度	1売却	2減失		3全廃	4その他
01	6 42700101	エアコン	1	26	04	200 000	6	1	2	3	4	1 2		
02	6 41500101	応接セット(机・椅子)	3	14	02	300 000	5	1	2	3	4	1 2		
03			345					1	2	3	4	1 2		
04			345					1	2	3	4	1 2		
05			345					1	2	3	4	1 2		
06			345					1	2	3	4	1 2		
07			345					1	2	3	4	1 2		
08			345					1	2	3	4	1 2		
09			345					1	2	3	4	1 2		
10			345					1	2	3	4	1 2		
11			345					1	2	3	4	1 2		
12			345					1	2	3	4	1 2		
13			345					1	2	3	4	1 2		
14			345					1	2	3	4	1 2		
15			345					1	2	3	4	1 2		
16			345					1	2	3	4	1 2		
17			345					1	2	3	4	1 2		
18			345					1	2	3	4	1 2		
19			345					1	2	3	4	1 2		
20			345					1	2	3	4	1 2		
			小計	4			500 000							

取得年月

資産を取得した年月を記入してください。年号は、「5」が令和、「4」が平成、「3」が昭和です。

・所有者名は必ず記入ください。

紙二十六号用紙

種類別明細書（減少資産用）の枚数を記入してください。

資産の種類

- 1 構築物
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具、器具及び備品

抹消コード（資産コード）

同封の種類別明細書（申告者用参考資料）の資産コードを記入してください。

資産の名称等

資産の名称・規格等を記入してください。

数量・取得価額

資産の一部が減少した場合は、減少した資産の数量・取得価額を記入してください。

減少の事由及び区分、摘要

・資産の全部が減少した場合

「減少等の事由」の該当する番号（1～4）に○をつけてください。

・資産の一部が減少した場合

「減少等の事由」の該当する番号（1～4）に○をつけてください。「摘要」欄に該当資産の減少した取得価額等、具体的な減少内容を記入してください。

・資産の一部を修正する場合

「減少等の事由」の「4」（その他）に○をつけてください。「摘要」欄に該当資産の修正等が発生した事由を具体的に記入してください。

注意・「年号」の欄は「3」昭和、「4」平成、「5」令和のいずれかに○印を付けてください。

8 屋外広告物許可申請について

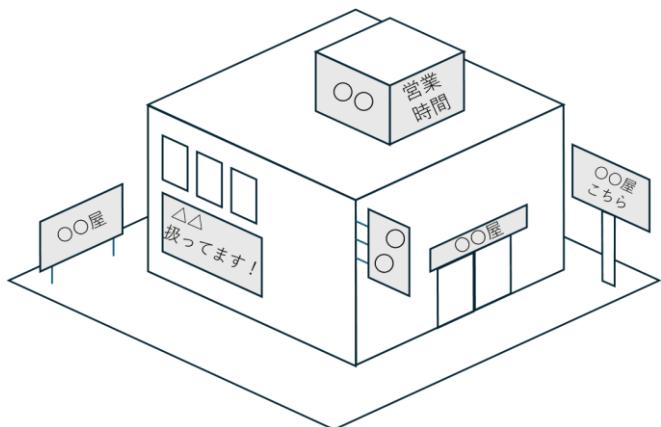
償却資産の申告では、看板や広告塔などの「構築物」が償却資産として申告の対象となる場合があります。これらの資産の中には「東京都屋外広告物条例」の規定により、設置に許可が必要なものがあります。

看板や広告塔などを所有している方は、償却資産の申告とあわせて、屋外広告物の許可申請についてもご確認をお願いいたします。

(1) 屋外広告物とは

屋外広告物

「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項)



(2) 屋外広告物の申請について

屋外広告物の地域や大きさにより、許可の必要な条件が異なります。

(*例: 第一種低層住居専用地域は5m² 商業地域・近隣商業地域は10m²を超える場合等)

詳細は以下の資料をご覧いただき、許可が必要な場合には申請手続きをお願いいたします。

[市ホームページ]

[屋外広告物のしおり]

[東京都都市整備局 都市づくり政策部]

緑地景観課 屋外広告物担当)



新たに屋外広告物を設置される場合は、許可を受けてから設置可能となります。すでに屋外広告物を設置し申請をされていない場合は、下記担当までご連絡いただければ必要な手続きについてご案内いたします。

屋外広告物許可申請についてのお問い合わせ先

東久留米市役所 都市建設部 都市計画課

土地利用計画担当(屋外広告物)

電話 042-470-7782 (直通)

MAIL toshikeikaku@city.higashikurume.lg.jp